

問い合わせ先	消防局警防部警防課調査係
	電話：5 4 6 - 3 4 5 3

り災（火災）証明書の交付手数料の免除について

1 内 容

「り災（火災）証明書」の交付手数料を免除します。

2 対象者

平成 26 年(2014 年)8 月 19 日からの大雨により、り災された方を対象とします。

3 手続き方法

り災場所を管轄する消防署の警防課消防指導係へ、り災者本人が「り災証明申請書」を提出し交付を受けます。

4 「り災証明書」の内容

火災により建物などが被害を受けたこと。

5 手数料免除の取扱いをする期間

平成 26 年 8 月 19 日（火）発行分から、期間を限定しない。

6 「り災証明書」の交付窓口

り災場所を管轄する消防署警防課消防指導係

中消防署	☎	5 4 6 - 3 5 0 3
東消防署	☎	2 6 3 - 8 4 0 1
南消防署	☎	2 6 1 - 5 1 8 1
西消防署	☎	2 3 2 - 0 3 8 1
安佐南消防署	☎	8 7 7 - 4 1 0 1
安佐北消防署	☎	8 1 4 - 4 7 9 5
佐伯消防署	☎	9 2 1 - 2 2 3 5
安芸消防署	☎	8 2 2 - 4 3 4 9